

平成30年度南陽市農業委員会活動方針

1. 基本方針

(1) 国の動き

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、農産物価格の低迷や資材の価格高騰等による農業所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化に起因して、遊休農地の拡大が進み、一層厳しさを増しています。先行き不透明なTPPは、「TPP11」として早期発効され、日EU・EPAの発行も見据えた「TPP等関連政策大綱」も決定し、今後の施策が盛り込まれました。さらには、昭和45年から実施されてきた、米の生産調整が見直しとなり、平成30年産米から新たな米政策改革が実施されます。そのため、市場が求めるものを自ら経営判断して作る農業への変革を支援するため、水田活用の直接支払い交付金や収入保険制度の措置がなされるなど、大きな転換期を迎えています。

国では、こうした現状を踏まえ、平成30年度には、農地の大区画化や畑地化により競争力を強化し、防災、減災対策も含めた農業農村整備事業の推進や、農泊やジビエの利活用、鳥獣被害防止対策の強化等を通して、農山漁村の活性化を支援します。また、農林水産物の輸出の強化と共に、GAPなどの国際認証を推進することで、国内外に新たな需要の獲得を支援しながら農村の振興を図り、強い農業の実現に向けた施策を推進しますとしています。

(2) 南陽市農業委員会の基本理念

南陽市農業委員会では、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」との組織理念のもとに、本市が目指している「確かな未来へ夢はぐくむまち・南陽」の実現を、本市産業の根幹をなす農業の振興により担っていかなければならない。

このため、希望ある農業経営の安定的、長期的継続の実現を軸に、農村現場からの意見を積み上げ、農業委員会に与えられた責務と役割を認識し、地域農業の持続的発展のため、農地利用の最適化の推進を図るとともに、担い手の確保・育成、諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めていくものとします。

2. 重点活動方針

平成30年度からの米政策については、国による生産数量目標の配分が廃止され、農業者の自主的な取り組みとされました。国内の需給調整を推進し米価下落を防ぐため、農業者ごとに配分された生産数量を遵守し作付けする必要があります。その上、米の直接支払交付金も廃止となったことから、今後の動向について見守り、農業者の経営を守るための活動に取り組みます。

また、農業の担い手の経営実態や意向、農地利用の状況等についての調査を実施し、南陽市農業を発展させるための代表機関として、適正な農地行政の執行を柱に、主たる使命である農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進のための活動に取り組みます。

中でも、農地パトロールの結果を踏まえ、耕作放棄地を増やさない対策に取り組みます。

そのため、担い手の確保・育成に向けた積極的な支援、協力を関係機関と連携して行うとともに、農地中間管理事業の有効活用を含め、地域の実情に合った農地集積の推進を図るために必要な農地の条件整備等に関する提言、支援等を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営の実現を軸に、農村現場の実態に即した農政活動を展開します。

さらに、食育と地産地消運動の推進や農業と観光の連携についても引き続き研修を深めるとともに、循環型農業の啓蒙を推進し、ふるさと納税等の活用を含めた安心安全な南陽ブランド農産物の市場拡大等に関する調査研究にも取り組みながら、将来に向けて持続可能な力強い農業の実現に向けて「農地と担い手を守り活かす運動」を進めていきます。